

答弁書の作成要領

1 答弁書の記載内容

- (1) 答弁書の書き方は、別記記載例を参考にしてください。
記載例はあくまで例示ですから、答弁書は、実際の事件にのっとって書いてください。複数枚になっても結構です。
- (2) 答弁書には、次のことを書いたうえで、被申立人の氏名を記載してください。
 - ア 日付
 - イ 被申立人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名
 - ウ 請求する救済の内容に対する答弁
 - エ 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁
- (3) 答弁書は被申立人の代表者名で提出するのが原則です。
代理人による答弁書の提出は認められていますが、この場合は、遅くとも答弁書提出と同時に代理人申請書を提出してください。
- (4) 答弁書では十分な主張ができない場合には、答弁書のほかに準備書面で主張しても結構です。

2 請求する救済の内容に対する答弁の書き方

- (1) 労働委員会に、どのような命令を出してもらいたいかを書くものです。
- (2) 記載例にもありますが、主張によって次のとおりとなります。
 - ア 申立てが労働委員会規則第33条第1項各号のいずれかに該当すると主張する場合
「本件申立てを却下するとの決定を求める。」
 - イ 申立てに理由がないと主張する場合
「本件申立てを棄却するとの命令を求める。」

3 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁の書き方

- (1) 申立書に書かれた不当労働行為を構成する具体的事実に対する認否のほか、申立人の主張する事実や法律論を書くものです。
- (2) 申立書に書かれている項目に沿って、それぞれの事実に対して「認める」、「否認する」あるいは「不知」などを書いて、更にそれについての被申立人の主張（理由）を書いてください。

<参考> 証拠の提出

被申立人の主張する事実を疎明するため整理した書証があれば、答弁書と同時に提出してください。

なお、書証を提出するときは、証拠説明書を併せて提出してください。

おって、人証についても、できるだけ早い時期に証人等尋問申請書を提出してください。

別記

記 載 例

茨労委令和○年（不）第○号
Y （ 株 ） 事 件

令和○年○月○日

茨城県労働委員会
会長

殿

被申立人 所在地 〒000-0000 ○○市○○町○丁目○番○号
名 称 Y株式会社
代表者職氏名 代表取締役 ◇◇◇◇

答 弁 書

本事件について、被申立人は下記のとおり答弁します。

記

1 請求する救済の内容に対する答弁

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

(1) 当事者について

- ア 認める。
- イ △△の組合活動歴は不知。その余は認める。
- ウ 認める。

(2) 団体交渉の拒否について

組合から、令和○年度の賃上げについて団体交渉の申入れがあったこと及び○月○日に◇◇代表取締役と□□執行委員長が会話したことは認めるが、◇◇代表取締役の発言内容を含めて、その余は否認し、争う。

令和○年○月○日、団体交渉のための事務折衝において、会社のE労務課長は、書記長である△△に対し、会社として現在の経営状態からは1人平均○円の賃上げが限度である旨を説明し、組合の了解を求めたところ、同人は「それでは交渉にならない」と言って退席してしまった（乙1）のであって、会社が団体交渉を拒否したわけではない。

(3) 組合脱退勧奨について

- ア 令和○年○月○日、組合がストライキを実施した事実は認める。
- イ A専務取締役が会社幹部を集めて訓示したことは認めるが、申立人らが主張するような発言は、一切していない。同専務は、「現在の経営状況は大変厳しいが、従業員一丸となってこの難局を乗り切って欲しい。」と述べたまでである（乙2）。
- ウ B課長が課員宅を訪問したことは認めるが、これは同課長の親族の葬式についての手伝いに対するお礼を述べるために行ったものであり、申立人が主張するような発言は全くしていない。
B課長が課員に電話をかけた事実については否認する。

(4) △△の配置転換について

ア △△に××営業所への配置転換を命じたことは認める。

イ △△の組合活動については不知。D常務取締役の発言については否認する。

ウ 争う。

△△に配置転換を命じたのは、××市方面の営業体制の強化を図るために営業経験の豊富な同人が適任であると判断したからである。

したがって、会社には申立人らの主張するような意図は全くない。

(5) 結論

争う。

※ 記載例では、次の書類が答弁書と同時に提出されています。

- ・ 書 証 … 乙第1号証「報告書」
乙第2号証「会議録」
- ・ 証拠説明書 … 乙第1号証及び第2号証に係るもの